

佐賀労働局発表  
令和3年8月20日(金)

報道関係者各位

【照会先】

佐賀労働局雇用環境・均等室  
監理官 貞木 竜成  
室長補佐 久富 保  
(電話) 0952-32-7218

## 令和3年8月11日からの大雨による災害の影響に係る「特別労働相談窓口」を設置しました

佐賀労働局(局長 加藤博之)は、令和3年8月11日からの大雨による災害に関して、8月12日に武雄市、嬉野市及び杵島郡大町町が災害救助法の適用を受けたことに伴い、この度の大雨により被害を受けた皆様への支援の一環として、休業や解雇をはじめとする様々な労働相談に対応する「特別労働相談窓口」を下記のとおり設置しました。

### 記

【特別労働相談窓口】

設置期間 令和3年8月20日(金)から同年9月30日(木)まで  
設置場所 佐賀労働局 雇用環境・均等室内 総合労働相談コーナー  
佐賀市駅前中央三丁目3-20 佐賀第2合同庁舎5階  
電話 0952-32-7218  
設置時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)

このほか、各労働基準監督署(賃金、休業手当、復旧工事の安全衛生、労災保険等)及び各ハローワーク(雇用保険、職業相談等)でも相談を受け付けています。

相談内容によって、各専門窓口をご案内する場合があります。

この度の大雨に関する各種情報は佐賀労働局ホームページに順次掲載してまいります。